

令和5年7月28日

校則について

1. 以下の文書は、合格者登校日（令和5年3月27日）に生徒保護者に配布した「令和5年度三年間の必携」の生活指導に関連した部分の抜粋です。
2. 校則及びその運用については、生徒・保護者・教職員が協議し、課題を抽出して点検、改善していくこととしています。

3 生活指導についての説明事項

1 生徒指導について

高知県立岡豊高等学校は、開校して40年目の春を迎え、ますます充実・発展をしています。合格者のみなさんはこの恵まれた環境とすばらしい校舎の中で学べることのよろこびをかみしめ、大きな希望と抱負をいだいて入学の日を待ち望んでいることと思います。

わたしたちは、みなさんが本校の貴重な原動力として、学業や部活動、その他多方面において真剣な態度で元気いっぱい活動されることを期待しています。

本校では、生徒のみなさんが学校内外の生活全般において、常識ある態度を保持し、他の模範となる立派な人間性を育てるために「厳しいなかにも温かみのある生徒指導」を行っていきます。

充実した高校生活を送り、よりよい学園づくりをするために次のことを提言したいと思います。

- 1 よい校風を確立するために総力を結集しよう。
- 2 基本的生活習慣を身につけよう。
- 3 環境の美化につとめよう。

次に、「生徒心得」を記しておくことで、よく読んで責任ある行動をするとともに「岡豊高校の生徒」であることに誇りと自信をもった日常生活を送ってください。

2 生徒心得

岡豊高校は、ここに集う一人ひとりの人格が互いに尊重されながら、よりよき秩序のもとに勉学に励み、教養を深める場所である。生徒が心身の発達の過程にあること、また学校が集団活動の場所であることから、以下に定める「生徒心得」には「必ず守るべきもの」「心がけ努力するもの」がある。生徒はこのことをよく理解し、本校生徒であることに誇りをもち、判断力と行動力を身につけた社会の健全な形成者として必要な公民的資質を養うために、積極的・能動的な学校生活をおくるよう努力しなければならない。

[1] 校内生活

- (1) 規律を重んじ秩序のある学校生活をおくること。
- (2) 登校は午前8時40分までに、下校は午後5時までにすること。部活動については別に定める。
- (3) 登校時より下校時まで許可なく外出しないこと。
- (4) 昼食は各自のホームの教室か食堂ですること。
- (5) 部室は放課後に使用するものとし、やむをえず使用する場合は顧問の許可を得ること。
- (6) 持物には必ず記名し盗難紛失に留意すること。
- (7) 休日、休業日に校舎、校具を使用する時はあらかじめ願いを出し生徒指導部の許可を得なければならない。

[2] 学 習

- (1) 始業合図で直ちに学習できるよう教室内に着席または指定された場所に集合すること。
- (2) 自習は原則として教室で静粛に行い、授業時間中に廊下や校舎内外に出ないこと。
- (3) 学習を学校生活の第一義と心得、授業を大切にすることはもちろんのこと知識や技能の修得にとどまらず進んで教養を高め、すぐれた人間性を養うよう努めること。
- (4) 学習活動の中心は授業であることをよく認識し、何事にも積極的に取り組み、正しい理解を深め、充実した日々の学校生活を送るよう努めること。
- (5) 予習、復習を自発的に着実に行うよう努力すること。

[3] 試 験

- (1) 定期試験の時間割発表は試験の1週間前に行う。
- (2) 定期試験、実力試験の際は出席番号順または決められた順に着席すること。
- (3) 座席は6列とすること。
- (4) 筆記用具、その他特に指定されたもの以外はカバン等に入れて廊下または教室に整然と置く。机の中には何も入れてはいけない。
- (5) 遅刻した者は試験を受けることはできるが時間延長はしない。
- (6) 不正行為は絶対にしないこと。
- (7) 筆記用具、消ゴムなどの物品の貸借など、疑わしい行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等の情報機器を試験教室内に持ち込んだことが判明したときは、使用の有無にかかわらず不正行為と見なされる場合がある。
- (9) 試験を途中で提出することはできない。
- (10) 生徒は、真剣な態度で試験に臨み、平素の実力を十分發揮するよう努力すること。

[4] 校外生活および休暇中の生活

- (1) 登校するときは必ず制服を着用すること。ただし部活動練習等で登校する場合は部活動指定の服装でもよい。
- (2) 外出するときは、生徒証明書を携行することが望ましい。
- (3) 外泊をする際は、必ず保護者の了解を得ること。
保護者不在の場所（例えば下宿生徒のアパートなど）への外泊は禁止する。
- (4) やむを得ない理由のある場合を除き、午後10時～午前5時の外出を禁止する。
- (5) パチンコ、ビリヤード、競輪、競馬、ゲームセンター、麻雀クラブ、未成年者禁止映画、カラオケボックス等不健全な場所への出入りは禁止する。ただし保護者同伴の場合のカラオケボックスへの出入りについてはこの限りではない。
- (6) 旅行に学生割引証を必要とする者は、原則として1週間前までに所定の用紙（事務室にある）に記入し、ホーム主任を通じて手続すること。

[5] 札 儀

- (1) 言葉づかいや基本的生活態度は、その人の人格のあらわれであることを自覚し、常に品位を保ち礼儀正しい生活をするように心がけること。
- (2) 他人に迷惑や不快な感じを与えるような言動は慎むように心がけること。
- (3) 来客、教職員等に対して、挨拶をするように心がけること。
- (4) 言葉づかいは丁寧にするように心がけること。
- (5) 校舎内では大声で話したり、粗雑な態度をとることは慎むこと。
- (6) 校内食堂で、食事の際のエチケットを守るように心がけること。

[6] 交 友

- (1) 交友関係は人格形成上きわめて重要な事柄である。たがいに励まし合い、助け合い、たがいに信頼されるように心がけること。
- (2) 男女の交際は健全で清純明朗にし、他人の誤解を招かないように心がけること。
- (3) 物品、金銭の貸借はつとめて避けるように心がけること。

[7] 交 通 安 全

交通道徳を身につけ、交通法規を遵守し、自己の安全に留意するとともに、他人に危害を加えることのないよう細心の注意をすること。

(1) 自転車通学について

- ① 自転車通学を希望する者は、ホーム主任を通じて許可願を生徒指導部へ提出すること。
- ② 許可された自転車には学校指定の通学許可証（ステッカー）を後部泥よけの見やすい所へ貼ること。
- ③ 自転車通学者は所定の場所に整頓して置き、必ず施錠すること。
- ④ 左側1列通行遵守など交通法規をよく守ること。
- ⑤ 自転車の二人乗り、並進、無燈火、ヘッドホンステレオ、携帯電話等を使用しての運転は禁止する。
- ⑥ 雨天のときは雨合羽を使用すること。なお、傘さし運転は禁止する。
- ⑦ 自転車は通学用として、常に安全に整備しておくこと。
- ⑧ 自転車通学者は保険に加入することが望ましい。
- ⑨ 交通違反を繰り返し、指導された生徒については通学許可を取り消すことがある。

(2) 運転免許（普通・二輪）等について

運転免許の取得は許可しない。ただし、特別な事情でその必要が生じた場合は事前にホーム主任を通じて生徒指導部に申し出ること。

- (3) 交通事故、違反等があった場合は直ちにホーム主任または生徒指導部に届けること。
- (4) 列車、電車、バス通学生は車内の規則をよく守り、他人の迷惑にならないように心がけること。

[8] アルバイト

- (1) アルバイトをするときは必ず事前にホーム主任および生徒指導部に届けること。
- (2) 高校生の出入りが禁止されている場所でのアルバイトは禁止する。
- (3) アルバイトをするときは勉学がおろそかにならないように心がけること。
- (4) アルバイトをするときは午後10時までに帰宅すること。
- (5) 同一のアルバイト先であっても、毎年届け出ること。

[9] 保健衛生

- (1) 規則正しい生活習慣を身につけること。
- (2) 自分の健康に関心を持ち、すすんで健康の保持増進に努めること。
- (3) 日頃から適度な運動を継続して行ない、心身を鍛えておくこと。
- (4) 自分や家族が伝染病にかかったときは、すみやかに学校へ連絡すること。
- (5) 身のまわりを常に清潔に保つこと。
- (6) 校舎内外の清掃の徹底に努めること。
- (7) 便所、その他不潔になりやすい場所は汚さないように努めること。

[10] 頭髪・服装・所持品等

- (1) 本校の生徒は〔参考1〕に定める高知県立岡豊高等学校 服装・頭髪に関する指導方針に基づき、華美でなく、清潔で年齢や身分に相応した頭髪・服装を保持すること。また、必要以上に高価でない適切な所持品を携行すること。
- (2) 本校の生徒は、本校所定の制服を着用すること。所定の制服は取扱店で購入すること。
- (3) 華美とは、キャラクターやぬいぐるみ等を模倣したり、ファーなどがついた毛羽だったりするものをいう。
- (4) 部活動生徒については、部指定のウエアやスポーツバック等を顧問の責任のもと使用を許可するが、教室への持ち込みは認めない。

要許可事項一覧

次の場合は、所定の用紙を用いて（ ）に書いてある教員に事前に届け出て、許可を受けなければならない。

- (1) 退学、休学、復学、転学をするとき（ホーム主任）
 - (2) 登校後外出しようとするとき（ホーム主任）
 - (3) 正規の服装で通学できないとき（ホーム主任）
 - (4) 休日、休業中に校舎、校具を使用するとき（関係教員）
 - (5) 体育関係の施設設備を使用するとき（体育科）
 - (6) 休日、長期休業中に部活動を行うとき（関係教員）
 - (7) 特別教室を、その目的以外に使用するとき（関係教員）
 - (8) 部活動または、学校を代表して対外的な行事を行うとき（関係教員）
 - (9) 部活動において、対外試合、練習試合等を実施するとき（関係教員）
 - (10) 自転車通学を希望するとき（ホーム主任）
 - (11) 運転免許を取得しようとするとき（ホーム主任）
 - (12) 掲示物、展示物、印刷物を掲示、展示、または配布するとき（生徒指導部）
 - (13) 校内で署名活動を行うとき（生徒指導部）
 - (14) 放送を行うとき（関係教員）
 - (15) 校内外で募金活動、および物品の販売を行うとき（生徒指導部）
 - (ア) ホーム内で行うとき（ホーム主任）
 - (イ) 学年単位で行うとき（学年主任）
 - (ウ) 全校で行うとき（生徒指導部）
 - (16) 校内で集会を行うとき（生徒指導部）
 - (17) ホーム、部、同好会等で親睦会または送別会等を行うとき（関係教員）
 - (18) 校内で火気を使用するとき（授業以外）（生徒指導部）
 - (19) 校内に携帯電話を持ち込むとき（生徒指導部）
- ◎ホーム、生徒会、部活動等については、ホーム主任、または顧問教員を経て、必要な手続きをとること。
- ◎必要のある事項については、保護者を通じて願い出るものとする。

要届出事項一覧

次の場合は、所定の用紙を用いて（ ）に書いてある教員に届け出なければならない。

- (1) 欠席するとき（ホーム主任）
- (2) 遅刻、欠課したとき（ホーム主任）
- (3) 早退するとき（ホーム主任）
- (4) 公務上の理由で欠席、欠課するとき（ホーム主任）
- (5) 忌引取り扱いになるとき（ホーム主任）
- (6) 定期試験を欠試したとき（ホーム主任）
- (7) 住所変更（下宿も含む）、保護者、保証人の異動、不幸、災害等があったとき（ホーム主任）
- (8) 生徒カードその他記載事項に変更があったとき（ホーム主任）
- (9) 校内において校舎、物品を破損、汚損したとき（ホーム主任）
- (10) 所持品が紛失、または拾得したとき（生徒指導部）
- (11) 所持品が盗難にあったとき（生徒指導部）
- (12) 生徒証明書を紛失したとき（生徒指導部）
- (13) 負傷その他事故のあったとき（ホーム主任）
- (14) 体育の授業を見学するとき（体育科教員）
- (15) 身体的な都合で保健室で休養するとき（保健部）
- (16) 校外において補導をうけたとき（ホーム主任）
- (17) 交通違反をしたとき（ホーム主任）
- (18) アルバイトをするとき（ホーム主任）
- (19) 本人または、家族の者が法定伝染病にかかったとき（ホーム主任）
- (20) 学割証の交付を受けようとするとき（ホーム主任）
- (21) その他の証明書の交付を受けようとするとき（ホーム主任）
- (22) 対外競技に参加するとき（部活動顧問）
- (23) 旅行を行うとき（ホーム主任）
- (24) 下宿をして通学しようとするとき（ホーム主任）

[参考1] 高知県立岡豊高等学校 服装・頭髪に関する指導方針

| 指導項目 | | | 指導方針 |
|------|--------|---|---|
| 頭髪 | 男子 | 前 | 目にかかる程度 |
| | | 横 | 耳にかぶさらない程度 |
| | | 後 | 襟にかかる |
| | その他 | | パーマやカール、毛染め、脱色、眉・額の剃り込み等人工的に手を加えることは禁止 |
| | 女子 | 頭髪の長さ | 式典等学校が指示する場合には、肩よりも長いものは編むか結ぶこと |
| | | その他 | パーマやカール、毛染め、脱色、眉・額の剃り込み等人工的に手を加えることは禁止 |
| 服装 | 男子 | 冬上着 | 岡豊高校制服（手を加えたものは不可） |
| | | 夏の上着 | 岡豊高校制服（手を加えたものは不可） カッターシャツの下着は白色（ワンポイント可） |
| | | ズボン | 岡豊高校指定ズボン（手を加えたものは不可） ノーベルト、サスペンダーは禁止 |
| | | ベルト | 色は黒又はこげ茶の無地で幅は2~3cmとし常用する |
| | | 靴 | 華美でない通学に適したもの。革靴は、黒又は茶のローファー。（ブーツ・厚底又はヒールの高いものは不可） |
| | その他 | 靴下 | 白色又は黒色（足首両側のワンポイント可。式典時は白色のものとし、くるぶしを完全に覆うものを着用すること） |
| | | 防寒具 | 自身の所有しているマフラー・手袋、コート、ダウンジャケット等（学校としての品位を問われるようなものは不可）とし、校舎内での着用は禁止 |
| | | 冬上着 | 岡豊高校制服（手を加えたものは不可） |
| | | 夏の上着 | 岡豊高校制服（手を加えたものは不可） |
| | 女子 | スカート | 膝が隠れる程度とする（手を加えたものは不可） 数は28本（車ひだ） ベルト、サスペンダーは禁止 |
| | | 靴 | 華美でない通学に適したもの。革靴は、黒又は茶のローファー。（ブーツ・厚底又はヒールの高いものは不可） |
| | | 靴下 | 白色又は黒色（足首両側のワンポイント可。式典時は白色のものとし、くるぶしを完全に覆うものを着用すること） |
| | | ストッキング・タイツ | 冬季のみ着用できる。ストッキングはベージュ色の目立たないもの。タイツは黒色とする。 |
| | | 防寒具 | 学校指定のコートの他、自身の所有しているマフラー・手袋、コート、ダウンジャケット等（学校としての品位を問われるようなものは不可）とし、校舎内での着用は禁止 |
| | カーディガン | | 防寒具に含む |
| その他 | 装飾品 | ピアス、イヤリング、指輪、シュシュ等は禁止 | |
| | | ヘアピン等 | アメリカピン、黒・紺・茶のゴムひもは可 |
| | 化粧 | | 口紅、ファンデーション、マニキュア、アイシャドウ、色付きリップクリーム、色付き日焼け止め等は禁止 |
| | 所持品 | 携帯電話等の通信機器の校内への持ち込みは、昇降口の個人ロッカーまでとする。校外で電源を切り、朝のS・H前に個人ロッカーへ入れること。（敷地内での使用は禁止） | |
| | | その他学習に不必要なものは持ち込み禁止 | |
| | バッグ等 | 学校指定バッグ リュックサック型バッグ (必要以上に高価・華美でないものを可とし、行事の際は学校指定バッグを所持すること) 弁当袋（弁当が入る程度の大きさ） | |
| | | 傘・レインコート・雨靴 | 特に指定しない |

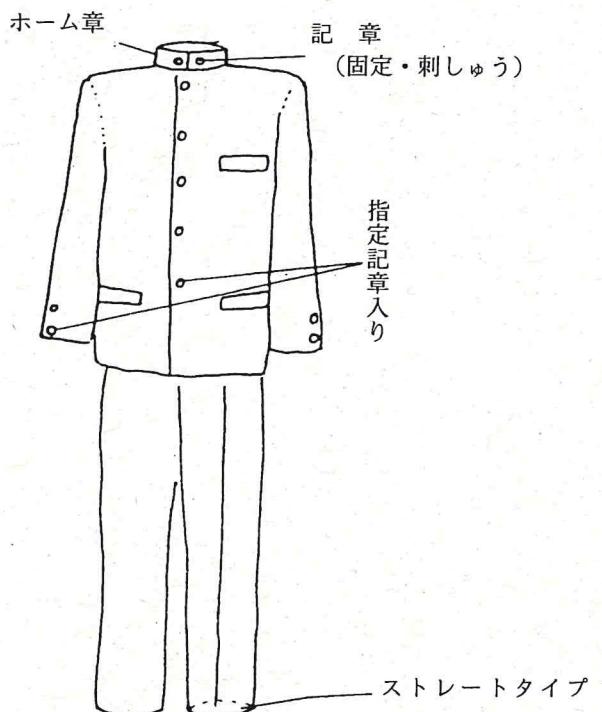
* 制服等譲り受けた者は、生徒指導部まで申し出を行い必ず許可を得ること。

なお、服装・頭髪等個人で判断しにくい場合は生徒指導部に相談・確認するなどしてください。

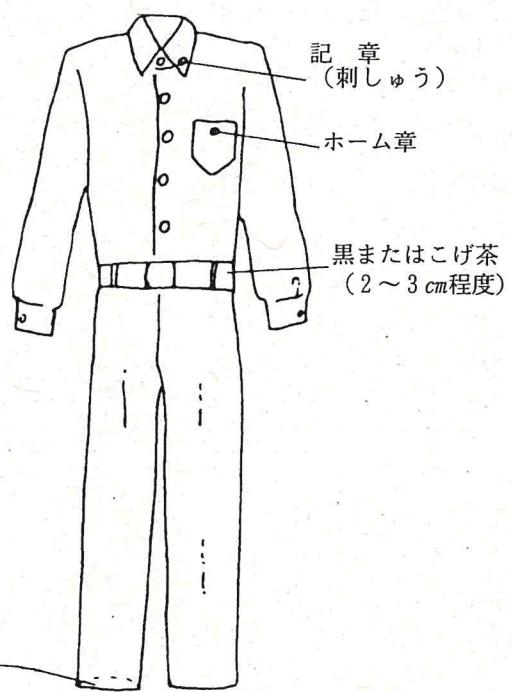
[参考1] 岡豊高等学校の男女制服

男 子

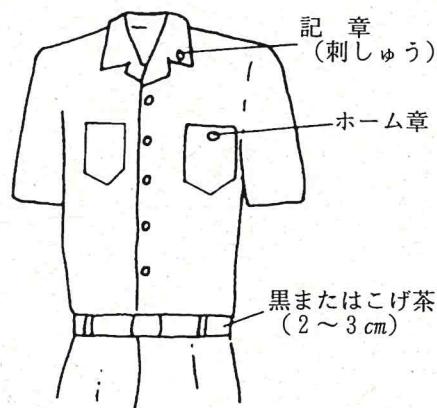
冬 制 服



合 制 服

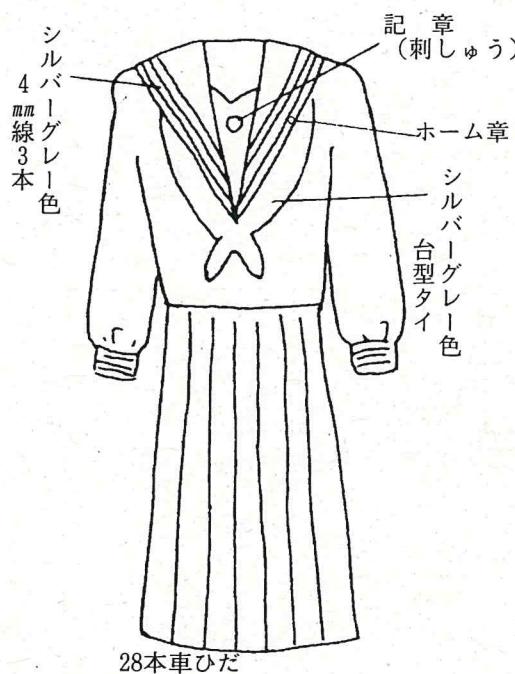


夏 制 服

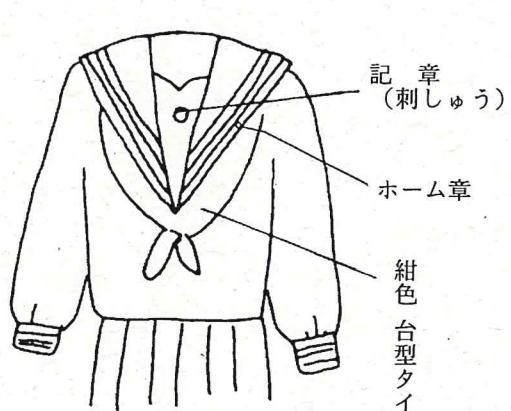


女 子

冬 制 服



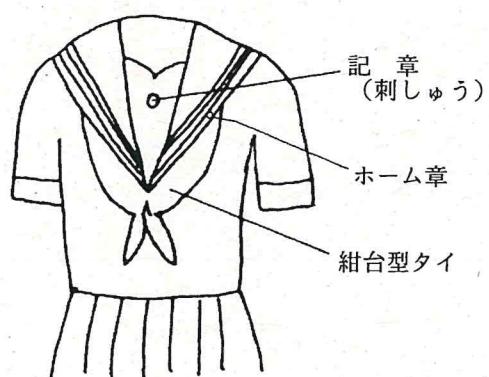
合 制 服



コート



夏 制 服



履物の記名について

(記入条件と方法)

- 1 姓のみでよい。(ただし、同姓の多いものについては、靴の内側に名を記入しておく。)
- 2 記入の位置は、前は左側より横に、後は縦に、筆かマジック(黒・青)で大きくはっきりと書く。
- 3 学年、ホームは記入しない。
- 4 ローマ字やカタカナ、ひらがなで記入しない。

